

## 令和7年度第2回 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会 議事要旨

### 【開催要領】

1. 開催日時：令和8年2月6日（金）14：00～15：25
2. 場所：熊本城ホール中会議室B3
3. 開催方法：会場参加・オンライン参加（ハイブリット開催）
4. 出席委員：

内村 香代子	熊本保健科学大学 看護学科 助教 キャリア教育研修センター認定看護師教育課程 専任教員
平野 光祐	九州運輸局 熊本運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）
木崎 美千代	利用者代表
原 清美	熊本市ボランティア連絡協議会 会長
小出 照幸	熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合 常務理事
吉田 光義	熊本県タクシー協会 専務理事
佐々木 庸敏	熊本県バス協会 専務理事
倉岡 征宏	熊本タクシー株式会社 代表取締役
宗像 正洋	運転者代表 熊本県自動車交通労働組合 執行委員長
的場 弘二	熊本市 健康福祉政策課長
東 顕	宇土市 福祉課長
内富 裕登	宇城市 社会福祉課長
松永 博貴	合志市 福祉課長
谷口 信也	美里町 福祉課長(担当者オブザーバー出席)
岩川 康幸	玉東町 福祉課長(担当者オブザーバー出席)
緒方 るみ	大津町 福祉課長
齊藤 大典	菊陽町 福祉課長
山下 小代里	御船町 福祉課長
菊川 和幸	益城町 福祉課長
高原 貞典	甲佐町 福祉課長
山口 和浩	菊池市 福祉課長
小林 正和	山鹿市 福祉課長
5. 欠席委員：(敬称略)

小栗 優	西原村 住民福祉課長
松本 和美	嘉島町 福祉課長
6. 傍聴人：0人

【次第】

- 1 開会
- 2 報告事項 (1) 運送実績報告 (令和7年下半期)
- 3 協議事項 議題1 更新登録協議  
熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合  
特定非営利活動法人 ライフサポートすみれ  
社会福祉法人 美里町社会福祉協議会  
NPO法人 みらいけあ
- 4 その他
- 5 閉会

【配布資料】

- 令和7年度第2回熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会次第
- 令和7年度第2回熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会委員一覧
- 資料1 報告事項 (1) 運送実績報告 (令和7年下半期)
- 資料3 協議事項 議題1 更新登録協議  
熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合  
特定非営利活動法人 ライフサポートすみれ  
社会福祉法人 美里町社会福祉協議会  
NPO法人 みらいけあ
- 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針

## 【要旨】

### ●報告事項 (1) 運送実績報告 (令和7年下半期)

- 各事業者より、運送実績報告
- 参加者の間で、以下のとおり質疑応答等を実施。

吉田委員 NPO 法人系について、実績報告の添付資料の車両写真で、「3号車」という車両番号表示をしていただく必要があるかと思えます。

系 有償運送車両「Ⅲ」と記載しており、こちらが3号車という意味で記載しております。

吉田委員 承知しました。しいて言うならば、指針（熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針7（3）別記2）の通りに、3号車と表記していただくとわかりやすいかと思えます。

小出委員 団体によって番号の打ち方が多少異なるようですが、指針の表記方法はあくまで参考としてご判断ください。

平野委員 「運転者に対する指導・教育等の実施状況」について、日常点検等やアルコールチェックは通常実施することなので、これに加えて例えば定例会議など特別に実施することを記載していただきたい。

平野委員 運転手の確保が困難ということでしたが、参考のために運転手確保の取組みをしているという団体があれば、教えていただきたい。

小出委員 運転手の確保方法について、当法人では、福祉有償運送と制度事業（介護保険・障がい福祉サービス）を併せて利用できるようにしているため、運転ドライバーは介護の資格も持っている。そのため新たに介護資格を取得してヘルパーとして働く方がおられたら、その段階で「当法人では福祉有償運送も行っている」ことをお伝えし、興味がある方には研修を受けてドライバーになっていただくという形で運転手を増やしてきた経緯があります。  
ただし、現状では訪問介護のヘルパー志望者がほとんどいない状況で新たにドライバーを増やすことは難しいというのが実情ですので、今後の増員についても見通しが立っていない状況です。

平野委員 実績報告書内の「登録者に対して情報提供を行った場合の内容及び方法」について、ここでいう登録者というのは多分利用者のことだと思う。  
話の中でいくつか賃金についてなどの話もあったので、多分ここは運転者側に対してではなく、利用者側に対する情報提供について書いていただければ

と思います。

倉岡委員 ぱんぷきんについて、実績報告書内の「登録者に対して情報提供を行った場合の内容及び方法」に“賃金”と記載いただいているのは“運賃”ということでしょうか。

ぱんぷきん そうです。

●協議事項 議題1 更新登録協議

- ①熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合、
- ②特定非営利活動法人ライフサポートすみれ、
- ③社会福祉法人美里町社会福祉協議会、
- ④NPO 法人みらいけあ)

○①熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合の更新登録に係る説明

○現在の登録内容との変更点

- ・運行区域を減少
  - ・運送しようとする旅客の範囲のうち「ホ要支援認定を受けている方」と「ト その他肢体不自由、内部障がい、知的障害、精神障がい、その他の障がいを有する者」を追加。
  - ・自家用有償旅客運送に使用する車両については、1台減少。
  - ・運転者については4名新規登録。運行管理の責任者も変更。
- 質疑は特になし。

<結論

特定非営利活動法人 熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合の更新登録について、承認>

---

○②特定非営利活動法人ライフサポートすみれの更新登録に係る説明

○現在の登録内容との変更点

- ・運送しようとする旅客の範囲の「ロ 精神障がいの方」を追加。
- ・旅客の名簿が変更

○参加者の間で、以下のとおり質疑応答を実施

小出委員 福祉有償運送時に持ち込み車両で事故を起こした場合、保険は持ち込み車両についている保険を活用することになりますか。今まで持ち込み車両で事故を起こしたことはありませんか。

すみれ 持ち込み者各自の保険を使うことで承諾済みです。事故を起こしたことはありません。

小出委員 持ち込み者の保険を使うと、事故を起こしたときに（等級が下がり）保険料が上がりますよね。移動サービスに特化した保険というのがあり、割高ではあり

ますが、持ち込み車両が事故を起こしたときでも自分の車の保険には影響しないという形に出来ますのでそちらの方を検討されてはいかがでしょうか。

<結論 特定非営利活動法人ライフサポートすみれの更新登録について、承認>

---

○③社会福祉法人美里町社会福祉協議会の更新登録に係る説明

○現在の登録内容との変更点

- ・事務所の住所が変更
- ・運送しようとする旅客の範囲で「ロ 精神障がいの方」「ハ 知的障害の方」を追加。
- ・旅客の名簿を変更。
- ・運送に使用する車両は4台から2台に減少
- ・運転者名簿、運行管理責任者が変更。

○質疑は特になし。

<結論 社会福祉法人美里町社会福祉協議会の更新登録について、承認>

---

○④NPO 法人みらいけあの更新登録に係る説明

○現在の登録内容との変更点

- ・旅客の名簿が変更
- ・運送に使用する車両が2台変更

○質疑は特になし。

<結論 NPO 法人みらいけあの更新登録について、承認>

#### ●その他

平野委員 更新登録協議が調いましたので、運輸局には有効期限の1か月ほど前までにご申請ください。更新登録の書類は運輸局とのやり取りの中で差し替え等する場合がありますのでその時にご協力ください。

木崎委員 利用者としてお尋ねですが、運転者が一定年齢に達した際の取扱いについて、事業者としてどのように考えておられるか。  
運転手から、利用者を載せて運転する責任は重い、と葛藤しているよう。こうした現場職員の負担感を、事業者としてどのように把握し、受け止めているか。

小出委員 当団体では明確な定年を設けておらず、身体的な負担の有無や、運転業務にど

ここまで適応できるかについては個人差が大きく、一概に線引きすることが難しいです。

運転者本人から「夜間の運転が不安である」などとの申し出があった場合には、可能な限り業務内容の調整を行うなど、個別の対応を行っています。

組織として運転者の定年をどのように設定するかについては、現時点では十分な議論には至っていないが、全国的にも課題として取り上げられています。単純に年齢のみで判断することは難しいため、作成しているチェックリストを活用し、職員が同乗して運転技術の評価することで、客観的に実技状況を把握する方法を検討しています。また、ナスバの一般研修オンライン研修を導入し、一定の年齢に達したドライバーに受講してもらうことを検討しています。なお、全国平均としても有償運送のドライバーは60歳前後が多く、当法人でも平均年齢は60歳に近い状況であり、同様の課題を抱えている。今後、組織としても客観的な評価方法と実技上の判断基準を組み合わせ、運転業務の継続可否について検討していきます。

吉田委員 タクシー協会やバス協会においては、各社で定年制が設けられています。特に国に設置されている自動車運送事業の自動車事故対策機構等による健康・適性診断を受けており、運転技術のみならず、日常的な健康状態を含めた総合的な評価が行われています。運転者の健康管理については、日々の体調や変化を把握するための健康チェック体制を整えており、こうした継続的な健康確認と、日常的なコミュニケーションが安全運行の確保において重要だと思っています。

佐々木委員 バスもタクシーも運転手の高齢化が進んでおり、運転手の確保が困難になっているため、定年を延長せざるを得ない状況が生じています。また、運転手の技術や能力には個人差が大きく、その確認は各事業者が日々の業務やコミュニケーションを通じて行っています。

一定の年齢に達した際には、NASVA（ナスバ）の診断、65歳になると法律上必要となる高齢者向けの診断を受ける必要があり、その受診を通じて運転者の能力や運転技術を確認しています。

心臓ドックや脳ドックなどの健康チェックを実施しています。

協会ではこれらの検査に対する補助をできる限り行っています。利用者にとって運転手の健康状態が最も懸念される点であると認識しており、今後、福祉有償運送においても、こうした診断等に対して各市町村が少しでも補助を行い、それを支える仕組みを構築する必要があるのではないかと考えています。